

(1) 目的

羽曳野市の公共下水道は、大阪府の大和川下流域下水道の関連公共下水道として昭和51年10月に事業認可を取得して着手し、平成元年1月に供用を開始し、令和6年3月現在の整備面積は約1,036haです。今後は、未整備区域の整備を進めつつ、既存下水道施設の老朽化対策などを念頭に計画的な維持管理の推進が必要です。

「ヒト」、「モノ」、「カネ」の課題が顕在化 ⇒ PPP/PFIの導入可能性調査

◆導入背景

老朽化施設の増大	民間開発団地から移管した管路の改築需要が増大
職員減少	専門技術職員の減少
住民サービスの向上	苦情対応の迅速化
交付金要件化	令和9年度以降の污水管渠の改築は、ウォーターPPPの導入が前提

(2) 手段（管理・更新一体マネジメント方式「ウォーターPPP」）

ウォーターPPPとは、水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式であり、PFIによるコンセッション事業（レベル4）と包括的管理民間委託（レベル3）の中間的な位置づけとし、レベル3.5とされています。本市では、更新支援型を想定しています。

◆ウォーターPPP手法の比較

更新支援型	○ 地方公共団体の更新業務を支援し、更新は地方公共団体が実施する。
-------	-----------------------------------

(3) 対象施設

対象は、下水道施設全体を対象とします。  
 なお、ポンプ場施設等は、令和9年度まで施設の運転操作、保守点検など（レベル1対応）委託期間中です。

◆対象施設

管きよ	中継ポンプ場	包括委託管理済み
マンホール	マンホールポンプ	
取付け管・ます	雨水貯留槽	

(4) 対象業務

予防保全型維持管理を行う上で基礎となる「計画的維持管理業務」「日常的維持管理業務」を基本パッケージとし、「ストマネ計画策定業務」や「災害対応業務」、「維持管理情報関連業務」等を組み合わせ、市の課題に応じたパッケージ化を行います。

また、業務が多岐にわたる場合には、「統括管理業務」を設け、業務全般の管理（工程、品質）が可能となるパッケージとします。本市では、下図の業務を想定しています。



(5) 対象区域

ウォーターPPPの導入にあたり、契約期間は、企業の参画意欲、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定などを踏まえ、原則10年と要件化されています。

このため、住民サービスの公平性を考慮し、区域は限定せずに下水道計画区域全域を対象とします。

(6) 事業期間（予定）

ウォーターPPPの契約期間は、令和9年度までポンプ場施設等の包括委託管理期間中であることから、令和10年度から令和19年度までの10年間とします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
導入可能性調査	■					
発注準備等		■	■	■		
W-PPP委託 (プロポーザル)			■	■		
業務引継期間				■		
W-PPPの実施					■	■